

# エコファーマー認定申請をされる皆さんへ

京都府農林水産部  
農産課

## ●エコファーマーとは？

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、「持続性の高い農業生産方式の導入計画」（以下「導入計画」）を作り、その計画が知事に認定された人の愛称です。

（知事が認定するのは導入計画で、取り組んでいる人を認定するものではありません。）



## ●エコファーマーの要件とは？

対象作物ごとに府の導入指針で定められている、以下の技術に取り組むことが必須です。

「①の中から1項目以上＋②の中から1項目以上＋③の中から1項目以上」を選択。

### ① 土づくりに関する技術

たい肥等の有機物施用、緑肥作物の利用

### ② 化学肥料低減技術

局所施肥、肥効調節型肥料施用、有機質肥料施用

### ③ 化学農薬低減技術

温湯種子消毒、機械除草、除草用動物利用、生物農薬利用、対抗植物利用、抵抗性品種栽培・台木利用、土壌還元消毒、熱利用土壌消毒、光利用、被覆栽培、フェロモン剤利用、マルチ栽培

例：水稲 ①たい肥＋②局所施肥（側条施肥田植）＋③温湯種子消毒

また、次の事柄も必須です。

- ◎ 同一品目のうち、およそ5割以上の面積でこの方法に取り組むこと。
- ◎ ほ場の土壌分析を行うこと。

## ●エコファーマー申請の手続きは？

- ① 5カ年の計画書を作ります。（申請書記載要領等を参照）
- ② 土壌分析をします。（pH、EC、腐植またはCEC、チッソ等）  
注：分析項目は作物によって異なります
- ③ 上記の書類に「ほ場地図」を添えて、普及センターへ申請します。
- ④ 認定を受けてから5年後に更新の必要があります。



## ●エコファーマーマークを表示できるのは？

知事認定を受けていることを示すエコファーマーマークを付けることができるのは、認定を受けた生産方式で栽培された作物のみです。

認定を受けていない作物や、認定を受けた作物であっても慣行方式で栽培したものについては、エコファーマーマークを付けることはできません。

## ●対象作物を追加するには？

新たな作物の認定を受けるには、計画の変更手続きが必要です。対象作物の追加を内容とする変更計画を作成し、普及センターへ交付された認定書を添えて、変更認定申請書を提出してください。

## ●作業日誌などの記録記帳はしっかりと！

導入計画の実施状況の報告を求める場合があります。また、認定を受けた導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入していないと認められる場合には、認定を取り消す場合があります。

認定を受けた持続性の高い農業生産方式を導入していることを作業日誌などに記録記帳するようにしてください。

## ●エコファーマーのPR等

京都府では、いろいろな機会に「環境にやさしい農業」を実践されているエコファーマーの方々の取組をPRしています。認定を受けられた方のご住所（〇〇市まで）、お名前、認定作物の情報をホームページ、チラシ等に掲載させていただくことがありますのでご了解をお願いします。

また、地域の農業振興を図るため、市町村、JAと協力して営農指導等を行っています。そのためエコファーマー認定を受けられた方の情報（ご住所、お名前、認定作物、導入技術、作付面積）を提供する場合がありますのでご了解をお願いします。

（その他重要な個人情報については関係法令等に基づき適切に管理します。）

## お問合せ先

京都乙訓 農業改良普及センター 075-315-2906

山城北 農業改良普及センター 0774-62-8686

山城南 農業改良普及センター 0774-72-0237

南丹 農業改良普及センター 0771-62-0665

中丹東 農業改良普及センター 0773-42-2255

中丹西 農業改良普及センター 0773-22-4901

丹後 農業改良普及センター 0772-62-4308

農産課 環境にやさしい農業推進担当 075-414-4967

認定番号 ○持第○○○○号

例

# 認 定 証

氏 名 ○○ ○○

住 所 ○○市○○町○○○○○1番地

認定作物 水稲、黒大豆、ミズナ

申請のありました持続性の高い農業生産方式導入計画については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項により認定します。

平成○○年○月○○日

京都府知事 山 田 啓 二